

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年7月25日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

処分庁は、本件処分において、本件現金を父の遺産と認定し、同金額に請求人に係る法定相続分2分の1を乗じた額について、資力が発生した日を父死亡日の平成27年4月11日としている。しかし、本件現金は、その全部が平成30年1月9日に死亡した兄の遺産であって、請求人は、これを兄の死亡日に相続により取得したものであるから、本件処分は、資力発生日を誤認した処分であり、取り消されるべきである。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規

定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月 8日	諮問
令和 元年 5月 17日	審議（第33回第2部会）
令和 元年 6月 18日	審議（第34回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 費用返還義務についての法の定め

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

#### (3) 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」  
（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の1・  
(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、  
「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象  
とすること。」とされている。

(4) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定によれば、相続は死亡によっ  
て開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した  
一切の権利義務を承継するものとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返  
還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべき  
であり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度とし  
て、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対  
象とすることとなるとされている（生活保護制度の具体的な運  
用・取扱いについて問答形式により明らかにする「生活保護問答  
集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局  
保護課長事務連絡）問13-6（答）(2)参照）。

なお、民法887条1項及び900条4号の規定によれば、被  
相続人の子は、相続人となり、子が数人あるときは、各自の相続  
分は、相等しいものとされている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 法63条の規定の適用について

請求人は、司法書士が実家において発見した本件現金につい  
て、平成30年6月4日に振込を受けたことが認められる。保護  
開始時の請求人からの聴取内容を前提とすれば、実家に長らく居  
住していたのは、父、母及び兄であったが、上記本件現金発見時  
にはいずれも死亡していることから、本件現金は、父、母及び兄  
のいずれかが遺したものと考えられる。このうち、父は勤労収入

があり、またその後年金を受給していたものと認められるから、これらの収入を原資として父が蓄えた金銭である可能性が最も高いものと考えられる。母は父より先に死亡し、また、兄については、働いておらず、特段の収入があったことを推測する事情がないから、本件現金は、父以外の者の資産であったことは考えにくいものであると認められる。

そうすると、処分庁が、本件現金は、父死亡時まで父に属していた財産であると判断したこと、また、これを兄と請求人が共同で相続したものと判断したこと、そして、これらにより請求人に法63条の規定にいう「資力」が発生したと判断したことは、いずれも相当であるものと認められる。

そして、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきである(1・(4))。そのため、処分庁は、父の死亡時以降の期間に請求人に対して実施した保護については、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるのにも関わらず、保護を受けたとき」に該当する事実があるものとして、本件処分により、この間に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの(東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)であるから、処分庁が、上記のような経緯により、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことには、違法・不当な点はないものといえることができる。

## (2) 本件処分による返還金額について

請求人について、父死亡の日に発生した法63条の規定にいう

資力の額は、本件現金の額に請求人の法定相続分である2分の1を乗じたものであり、2,997,000円であることが認められる。なお、資力を得るために生じた経費があれば、その額については、必要経費として資力の額から控除すべきであるが、本件においては、特にないものと認められる。

一方、当該資力の発生以後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって〇〇区において支弁した月ごとの費用は、別紙の表（「返還金額計算表」）の「支給済み保護費」に記載された金額のとおりであり、返還対象期間である平成27年4月11日から平成29年1月31日までの合計額は、3,077,750円であることが認められ、少なくとも上記請求人の資力の額を上回る額の費用を要したことが明らかである。

そうとすると、請求人が「資力があるにもかかわらず」受けた保護に要した費用は、上記資力の額を上限とする2,997,000円であるということができるのであって、処分庁が、これを請求人において〇〇区に対して返還義務を負うべき金額と決定した本件処分は、前記1の法令等に則ってなされたものであり、かつ違算もないから、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

### (3) 自立更生免除について

法63条の規定に基づく費用返還の取扱いについて、課長通知は、1・(3)のとおり、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」としているが、同時に「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合について例示している（例えば、④「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認され

る程度として実施機関が認めた額」)。

しかしながら、前記(2)の資力を得たことに伴って、請求人において当該例示された自立更生等の費用に充てられたとして、控除を認めるべき事由に該当するような事情があったことは窺えない上、処分庁は、請求人から特別な事情はないとの申立てを受けて、このことを確認しているから、本件処分には、この点についての違法・不当は何らないものである。

### 3 請求人の主張について

前記第3のとおり、請求人は、本件現金は、父の遺産ではなく、その全部が平成30年1月9日に死亡した兄の遺産である。したがって、資力が発生したのは兄の死亡の日であり、同日より前の期間において保護に要した費用の返還義務はなく、本件処分はこの点に誤りがあり、取消しを免れない旨の主張を行っている。

また、請求人は、処分庁は、本件処分を行うに当たって、保護開始の際に、既に実家を長らく離れたままであった請求人が、兄について語った未確認の事実を基にしており、本件現金を父の遺産と断定する根拠としては不十分であり、また兄の生活保護受給歴等は、兄に資産が一切なかったことの証明にはならないとし、併せて、本件現金について父又は母から兄へ贈与されたものである可能性にも言及する。

しかしながら、司法書士の調査報告によっても、「兄は体の具合が悪く、両親のいる実家に引きこもって、親の年金収入に頼った生活をしている」と請求人が担当職員に語った状況が、事実と反することを疑わせる要素を見出すことはできないものであり、少なくとも兄が稼働していたことを推測させるものは認められないし、その他兄が死亡の日までに本件現金を蓄えるだけの、他の何らかの収入源を有していた事情も窺われなところである。一方、父には勤務歴があり、死亡時まで相応の年金収入を得ていたものであるから、原資の有無からすれば、本件現金を父の資産と認定することについて

は、何ら合理性を欠くものとは考えられないものである。

また、兄は、平成28年1月28日から同年8月19日まで〇〇市福祉事務所にて生活保護を受給していたことが確認されており、兄が当時自己の資産として本件現金を有していたのであれば、生活保護制度の建前からすれば保護受給はあり得ないことであり、父又は母が、生前に兄に対して本件現金を贈与したとの可能性も否定されることとなる。かえって、兄は当時、本件現金が存在することについて認識がないまま、生活保護の申請に及んでいる可能性が高いものと考えられ、そうであれば、本件現金はもともと兄の資産ではなかったことを、一層強く推測させるものである。

さらに、兄が本件現金を、保護廃止となった平成28年8月19日より後に、新たに取得した可能性について考えるに、この点に関する資料として、処分庁が、〇〇市長に対して行った、兄の市民税・県民税の課税調査の依頼に対する平成30年11月5日付けの同市長による回答がある。同回答によれば、平成29年度課税に関しては、平成28年中の所得合計は0円、平成30年度課税に関しては、無申告との事実が明らかとなっている。すなわち、兄は、平成28年中には所得がなく、また、平成30年1月9日に死亡しているため、平成29年中の所得の申告は不可能であったと考えられるが、同年中に新たに相当の所得を得ることが可能となるような状況の変化があったと推測することも、やはり困難であるということが出来るから、この間に、兄が本件現金を蓄えたとは認められないというほかはない。

以上検討したところによれば、本件現金の全部が、兄の遺産であるとの請求人の上記主張には理由がない。

#### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)